

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 28 日現在

機関番号：82673

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25285048

研究課題名(和文) 東日本大震災からの復興と自治 - 自治体再生・再建のための総合的研究

研究課題名(英文) Reconstruction from the Great East Japan Earthquake and local self-government: A comprehensive study for municipal regeneration

研究代表者

西尾 勝 (NISHIO, Masaru)

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(研究部)・研究部・顧問

研究者番号：60009800

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、東日本大震災の被災自治体再生・再建の方策を追究するため、自治体の復興計画等を分析するとともに、政治家、省庁担当者、報道関係者、被災住民、各種地縁団体、NPO、自治体関係者へのヒアリング調査、および、被災住民へのアンケート調査を行った。

国の各省縦割り体制の制約を受けつつも、被災自治体は遠隔自治体からの職員派遣等を得て復興計画を策定し、防災集団移転促進事業の実施や災害公営住宅の整備を進めた。復興に関する地域の合意形成においてはコミュニティの役割が重要であったが、被災状況の違いから住民間に意見・行動の相違が生じる場面もあった。住宅再建後の被災地は、人口減少・高齢化等の課題を抱えている。

研究成果の概要(英文)：This study aimed to investigate measures for the regeneration of disaster-afflicted local governments. We analyzed reconstruction plans of local governments. We did interviews with politicians, ministry officials, journalists, affected residents, local communities, NPOs, and local government officials. We also made a questionnaire survey to residents.

While receiving constraint of the vertically segmented national administrative system, disaster-afflicted local governments formulated reconstruction plans with the staff dispatch from remote local governments, implemented projects promoting mass relocation for disaster prevention, and constructed public housing for disaster affected persons. The role of community was important in the local consensus building about the reconstruction, but there was also a scene in which difference in opinion and behavior occurred between residents. The disaster areas after housing reconstruction have problems such as population decline and aging.

研究分野：行政学

キーワード：震災復興 自治体再生・再建

1. 研究開始当初の背景

地震・津波に加え、原子力発電所事故による放射性物質の飛散が重なった複合的な震災である東日本大震災の発生以降、その惨状や政府の取り組み、自治体における復旧・復興の状況、さらに原発事故に関連する報道や調査・研究の報告は、おびただしい数に上っている。しかし、住民生活の基盤である基礎自治体に焦点をあてて、復旧・復興の実態を、行政活動から住民の生活状況まで含めて総合的に明らかにし、将来課題を提起しようとする研究はきわめて限られている。

本研究の研究代表者・研究分担者が所属する公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所は、東日本大震災の発生直後より現地調査を実施し、調査報告は機関誌『都市問題』において公表した。並行して『都市問題』は、ほぼ毎号にわたって大震災に関する特集を組んできた。また、東日本大震災を機とした、マスコミ各社、学術団体、研究者からの、関東大震災の復興体制や今後への対応についての多数の史資料提供の要請や質問に応えてきた。

2. 研究の目的

「複合的大震災」のもとで、自治体・地域の復旧・復興をいかになすかは、政治・行政のみならず重要な学問的課題である。本研究は、基礎自治体である市町村を主たる研究対象として、東日本大震災における被災自治体再生・再建の方策を総合的に追究する。

3. 研究の方法

(1) 研究体制

研究代表者の下に、歴史研究班、政治過程研究班、復興計画実態調査班、生活実態調査班、「仮のまち」研究班の5つを置き、研究を進めた。

歴史研究班は、岩手県公文書館、宮古市などの協力を得て、昭和三陸津波における被災状況についての一次資料や、岩手県および県内町村の昭和三陸津波からの復興計画についての一次資料を収集した。

政治過程研究班は、主に復興庁の成立過程について、その経過を跡づける作業を進めるとともに、与野党政治家、省庁担当者、報道関係者に対するヒアリングを行った。

復興計画実態調査班は、岩手県内・宮城県内市町村および県の復興計画・実施計画および関連資料を収集し、復興計画の基本的特性を解析するとともに、震災後、太平洋沿岸に再建されることとなった防潮堤について、その高さが設定されるまでの過程を分析した。さらに、復興交付金事業のうち、生活復興に係る7事業について、個票データをもとに一覧性のあるデータベースを構築した。

生活実態調査班は、津波被災者の生活実態を明らかにするため、宮古市より、仮設住宅に居住する住民の属性データの提供を受け、分析を行った。また、東京電力福島第一原発

事故被災者の生活実態を明らかにするため、富岡町からの避難住民へのアンケート調査を実施し、回答結果の分析を行った。

(2) 被災地等現地調査

復興計画等の収集・分析作業を基礎としつつ、2013年度は、岩手県宮古市の協力を得て宮古市内に約80日間、2014年度は、宮城県岩沼市の協力を得て岩沼市内に約50日間、現地事務所を開設し、研究分担者が交代で常駐した。この現地事務所を拠点として、2013年度は宮古市を中心に、2014年度は岩沼市および山元町を中心に、周辺市町村も含め調査を行った。両年度とも、多数の被災住民に話を聞くとともに、各種地縁団体、NPO、自治体関係者にもヒアリングを行った。また、ここで得た知見を掘り下げるため、現地事務所閉鎖後も、追加ヒアリングを適宜実施した。

2015年度は、東日本大震災における復興計画の特徴を他の災害復興と比較することを目的に、長崎県島原市・長崎市において、雲仙・普賢岳噴火災害からの復興についての現地調査を行った。また、宮古市において追加現地調査を行うとともに、従前の市街地への「差し込み」型により防災集団移転事業を進めている岩手県大船渡市においても現地調査を行い、被災住民に話を聞くとともに、各種地縁団体、NPO、有識者、自治体関係者、国土交通省関係者にもヒアリングを行った。

生活実態調査班関連では、2013年度の宮古市現地調査において、仮設住宅に居住する多数の被災住民に話を聞いた。2014年度は、福島第一原発周辺地域から避難している住民の生活実態について、富岡町および福島大学の関係者にヒアリングを行った。

「仮のまち」研究班は、歴史的先例として、2014年度は、2000年の三宅島噴火に伴う全島避難から帰島までの過程について、東京都三宅村の自治体関係者、各種団体、住民に対するヒアリングを行った。2015年度は、北海道札幌市・根室市・羅臼町において、北方領土元居住者の活動および支援についての現地調査を行った。

4. 研究成果

(1) 復興推進の制度構造とその特質

中央政府は、東日本大震災からの復興のために、東日本大震災復興基本法の制定、「東日本大震災からの復興の基本方針」の策定、復興庁という時限官庁の設置、そして、復興特区制度（復興推進計画・復興整備計画・復興交付金）の創設といった取り組みを進めた。

これらの復興政策に共通する性格として指摘できるのは、各省縦割りの体制である。復興基本方針は、各省庁がそれぞれ所管する政策をこころざしばかりに投げ込んだ結果として、総花的になった。復興庁は、各省庁から権限を移し、施策を統合的に実施するような組織とはならず、あくまで、各省庁が実施する復興施策の「総合調整」を主たる任務と

することになった。復興特区法に定められた復興整備計画制度や復興交付金制度は、個別法や個別制度の所管省庁の影響力を強く残す設計になっていた。

また、ハード事業中心の思想も大きな特徴である。復興交付金の基幹事業の過半は、国交省所管事業が占められており、他の省の所管事業を見ても、そのほとんどがハード整備事業である。復興庁の幹部職員の3分の1を国交省出身者が占め、歴代4人の次官のうち3人が国交省出身であることや、復興交付金制度のモデルが、国交省所管の社会資本総合整備交付金にあると考えられることなど、国交省の存在感が強いのは、復興政策・施策がハード事業中心になっていることの反映でもあり、原因でもある。

(2) 復興体制の全体像

自治体復興計画の分析

震災後、多くの被災自治体は復興計画を策定した。策定は義務ではないが、被害が特に甚大であった岩手県・宮城県・福島県の太平洋沿岸部市町村はすべて復興計画を策定している。多くの自治体が2011年12月に復興計画を決定したが、このような集中現象が生じた理由は、自治体自身が他の自治体に足並みを揃えようとしたこと、第3次補正予算が同年11月に成立し財源確保のめどが立ったこと、後述する国交省調査の日程が影響したことなど、複数考えられる。自治体全体としての復興計画に加え、自治体内の地区ごとの復興計画等を策定したところもある。

被災自治体の職員不足に対応するため、自治体間の災害時相互応援協定や、全国知事会・全国市長会・全国町村会のマッチングに基づき、遠隔自治体から多数の職員が派遣された。また、国交省は、被災市町村の復興計画づくりを支援するため、「津波被災市街地復興手法検討調査」をコンサルタントに発注して実施し、これが被災市町村の意思決定を事実上拘束する面も見られた。宮城県は、国交省調査と並行して、被災市町村に代わって「復興まちづくり計画(案)」を作成する取り組みを進めた。有識者も、検討委員会への参加、国交省調査への協力など、さまざまな形で復興計画策定に影響を与えた。

復興計画の策定にあたって、津波被害を受けた市街地・集落の復興構想を示すことは重要な課題であった。住宅再建に着目すると、各市町村が打ち出した構想は、移転による再建と現地での再建とに大別される。移転による住宅再建に際して最も多く用いられた事業手法は、市町村の防災集団移転促進事業である。

復興交付金事業

復興交付金の大宗は津波被災自治体を対象とし、主として生活基盤の再建に密接な関連を持つ事業(生活基盤再建事業)に投じられた。この結果、決算額に占める復興交付金

の比率は、人的被災率と中程度の相関を見せた。他方、人的被災率の大きな自治体への人的資源配分は十分とは言えなかったため、公務員1人あたり事業費は、人的被害率と極めて強い相関を持つこととなった。

自治体別に生活基盤再建事業を見ると、事業件数と完了件数にはやや強い相関が見られた。事業別に見ると、災害公営住宅整備事業の完了件数・完了済額比率が高かったのに対し、市街地再開発事業、道路事業は完了件数が皆無であった。災害公営住宅の「完了」事業は事業本体の完了が多かったのに対し、他の事業では計画段階の「完了」が多く、「完了」事業費が小さかった。このことは、事業執行において、まずなによりも災害公営住宅を整備することに津波被災自治体が邁進したことを意味する。

個別事業別の「完了」変数を従属変数とする二項プロビット回帰分析を行った結果、自治体が抱える事業件数が少ないほど、また、計画の策定のみを行う事業であるほど、「完了」率が高まることが確認された。

(3) 東日本大震災からの自治体復興

宮古市田老地区

宮古市田老地区では、東日本大震災の際に津波が海側の一線堤を破壊し、二線堤も越流し、死者161名、建物被害棟数は1,076棟という甚大な被害をうけた。

2011年6月、「宮古市震災復興基本方針」が策定され、復興計画策定推進体制の一翼として「外部検討組織」を設置することがうたわれた。これを受けて設置された東日本大震災復興計画検討委員会での議論を経て、同年10月、「宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)」が策定された。その中では、田老地区について、被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を推進することとされた。

この復興計画策定と並行して、「地区復興まちづくり計画」(地域別の個別具体計画)の策定も進められた。田老地区においては、「田老地区復興まちづくり検討会」が立ち上げられた。そこでは、全戸移転とするか一部移転とするか、移転先を集約させるか分散させるか、もとの市街地に可住地を設けるかに関して意見が分かれ、市内の他の地区よりも多く会議が開催された。検討会での議論を経て策定され、市長に提言された「田老地区復興まちづくり計画」では、一部の移転困難な地区は残し、シミュレーションの浸水地域は高台に移転するとされた。また、移転先の高台は、複数の選択肢を検討し、1か所にまとめるとされ、判断は市にゆだねられた。その後、2012年3月に「宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画」が発表され、高台移転先については、集団移転による市街地の分散を可能な限り抑制するため、既成市街地との連続性を確保できる位置として乙部高台が

選定された。

こうして、田老地区の被災市街地は、高台とかつての市街地（平坦部）に二分して再建されることとなった。しかし、地区からの人口流出は避けられない情勢である。しかも、若い世代ほど流出する傾向があり、高齢化の進行が予想される。住宅については、高台移転を希望する人の割合が圧倒的に高く、高台の三王団地の区画がほぼ埋まる見通しであるのに対し、平坦部の区画が住宅で埋まることは考えにくい。商業施設については、これまで仮設店舗等で営業を続けてきた商店主たちの選択は、平坦部北側・平坦部南側・高台に三分化され、散り散りに立地することとなった。

定住人口を増やそうにも、地場産業としての漁業・水産業の展望は明瞭ではなく、他の産業の広がりもないため、雇用の場の確保は容易ではない。観光振興による交流人口の増加に関しては、今後開通予定の「復興道路」が田老の素通りをもたすことが懸念される。また、地区に残った住民を、被災様態と居住場所で見れば、住居を失い高台に再建する住民、住居を失い平坦地に再建する住民、住居を失わなかった住民に三分されたとも言え、このような環境の中で地域社会のまとまりをどう作るかは大きな課題である。

岩沼市

岩沼市は、東日本大震災によって市域の約48%が浸水し、市内の農地の約4分の1が地盤沈下で海拔0メートル以下になり塩害を被るなど、大きな被害をうけた。

2011年4月に策定された「岩沼市震災復興基本方針」において、計画期間を向こう7年間とし、スピード感を持って各種事務事業に取り組むことが定められた。5月から有識者や被災者代表などによる「岩沼市震災復興会議」が開催され、8月に「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」が決定された。

被災地区の再建については、2011年3月頃から集団移転の希望が始め、4月から開催された6地区代表者会（被害が特に大きかった6地区の区長や町内会長が意見交換をする会）において話し合いが重ねられ、11月には移転先が玉浦西地区に決まった。同地区では大規模造成工事が行われ、2013年12月には第1期35戸の宅地引渡が始まり、2014年4月には第1期に引き渡された宅地で完成した住宅への入居が始まった。

このように、岩沼市ではスピード感を重視した復興計画づくりが行われ、「復興のトップランナー」となったが、その一方で、いくつかの問題も抱えている。第1に、半数近くの人々が個別再建や現地再建を選択しており、集団移転への参加率は必ずしも高くない。第2に、街の完成を待ちきれず、子育て世帯の多くが別の場所で住まいを探した結果、新しい街に住む約1,000人のうち、65歳以上が約3分の1を占めている。これは、市全体よ

り10ポイントほど高く、高齢化が顕著である。第3に、沿岸6地区の中には、修繕すれば住み続けられる家屋が多く残った地区もある。現在でも17軒が現地に残っており、雑草刈や共有財産の管理などの問題を抱えている。第4に、市内には、大きな被害を受けながら、防災集団移転促進事業の移転促進区域外となった地区がある。行政による宅地・農地の買い取りがないため、移転する場合は、自己資金に多くを頼らざるを得ない。

山元町

山元町は、震災復興計画においてコンパクトシティ構想を掲げ、防災集団移転促進事業等を活用して3か所の新市街地への集約を進めようとしている。その際、新市街地を繋ぐように内陸側に移転するJR常磐線と、旧JR常磐線ルートに移設する県道相馬巨理線とで多重防御を構成するなど、公共交通機能の再建と防災を併せ、都市機能、住居の集約を短期間で実現しようとしている。さらに、いち早く、浸水地域の大部分を災害危険区域に指定した。浸水深に応じて区域を3分割し、第2種、第3種危険区域で新增築を許容するなど、独自の土地利用規制施策を講じた。コンパクトシティ構想を実現するための技術を持つ職員に乏しい山元町において、国交省の直轄調査および宮城県、さらには対口支援のパートナーである札幌市の支援は不可欠であった。

復興計画をめぐっては、内陸部と沿岸部とで住民の意見が分かれたほか、沿岸住民の中で意向が分かれていた。第3種危険区域となった旧山下駅周辺の住民と、それ以外の行政区の住民は、JR常磐線復旧ルート、および、住宅の再建場所について異なる意向を示した。また、集落の伝統を重視する独自移転要望は、町の将来課題を見据えたコンパクトシティ構想と厳しく衝突した。しかし、独自移転要望者は時間の経過とともに減少していった。

復興計画の実施にあたって、当初は土地区画整備事業による造成を考えたが、財政負担や権利者調整を考慮して、津波復興拠点整備事業を選択した。被災者の移転が想定を下回った時に備えて、防災集団移転促進事業と重複して適用した。しかし、財務省・復興庁の反対により、震災復興交付金を住宅再建に対する支援策に充当することが叶わなかった。特に、第3種危険地域に指定された現地再建者に対する支援が限定されることとなった。宮城県震災復興基金交付金を財源とし、独自支援策は段階的に拡充するものの、現在の形に整備されたのは発災から2年後の2013年8月であった。さらに、第3種危険区域に対する地区計画の導入は、現地再建者の減少により見送られた。JR常磐線山下駅の休止による人口流出に加え、がけ地近接等危険住宅移転事業の交付対象となったことによる。

大船渡市

大船渡市において実施された防災集団移転促進事業の特徴として、以下の点が挙げられる。第1に、比較的小規模な集団移転が集落ごとになされた。第2に、その多くが既存宅地と移転宅地が一体となって小規模な市街地を形成する手法をとった。新規に大規模な宅地造成を行わず、既存住宅地の空き地等に移転先を差し込んだことから、「差し込み型」の集団移転と呼ばれた。第3に、地域住民が事業において主導的な役割を演じた。

大船渡市は、防災集団移転促進事業の実施にあたって、住民意向を非常に重視した。その結果が、「住民主導型」事業の導入であったといえる。また、「差し込み型」の採用は、事業を小規模化することにより、その遂行を早めることにつながった。

ただし、「住民主導型」の手法は、どのような場合にも適用できるものではない。まず、被災前後に変わらず地域コミュニティが機能する必要がある。お互いが「顔の見える」関係を持つ小さな集落やコミュニティでは、自治体は地域代表者を介して住民意向の把握・集約を行うことができるが、市街中心部では住民同士のつながりがそれほど強くなく、同じことは期待できない。大船渡市内においてもこの意味での地域差は大きく、市街中心部である大船渡町平地区の防災集団移転促進事業は例外的に「行政主導型」で行われ、しかも、移転希望者数を過大に見積もった結果、当初の計画は大幅な変更・縮小を余儀なくされた。

(4) 昭和三陸津波からの復興

1933年3月3日、昭和三陸地震が発生し、特に岩手県沿岸部は津波により大きな被害を受けた。岩手県は、被災後の比較的早期に「復興事務局」を創設し、防波堤・防潮堤整備を含めた復旧・復興計画を立案したが、各省の省議や大蔵省の査定で大幅に関係予算は減額されることとなった。昭和三陸津波において「復旧」と「復興」は制度上峻別されており、1933年度は復旧事業関係事業費のみが計上された。しかし、同年度に復興事業が全く行われなかったわけではない。津波の恐れのない高台に住宅地を移転する住宅適地造成事業を「復旧」事業として執行し、時局匡救費なども活用することによって、早期の「復興」を目指した跡が見られる。

「復興」には速度（感）が必要だといわれるが、昭和三陸津波の場合、当初の復興施策は全般として遅れた上に、のちには「東北復興」の一環に吸収されることとなった。

中央政府や県当局による復旧・復興方針は、必ずしもそのままでは被災地全域に適用するものではなかった。このため、計画や事業を個別具体的に見直す余地があった。各町村は、そのような状況のもと最大限の主導性を発揮しようとした。県当局にも、町村の柔軟な制度利用を後押しするかのような動き

が見られた。

例えば、高台移転についていえば、岩手県が測量設計調査した結果、すべての被災集落で高台に適地があるわけではなく、また住民が生業の関係などから現地復旧を主張することもあった。このような場合、岩手県は強引に高台移転を進めたわけではなかった。一部の町村では、避難路の確保を目的とした街路復旧工事・道路網整備や、住宅適地造成の一環としての防浪堤建設が認められ、低地で市街地が再建された。本来ならば「復興」とみなされた田老村の防浪堤建設費用の工面については、岩手県がその重要性を認め、既定の復旧事業資金で迅速に実現したほうがよいと判断した影響が大きい。

(5) 被災者の生活実態

津波被災者の生活実態

宮古市社会福祉協議会は、被災住民が避難所から仮設住宅に移った2011年の夏前ごろから、住民に自治会の結成を積極的に働きかけ、半数近くの仮設住宅において、新たな自治会の立ち上げ、もしくは、既存の地域自治会の「班」としての立ち上げがなされた。しかし、データ分析および住民への聞き取り調査の結果、住民の生活にとって重要なのは、自治会の有無という形式面よりも、日々の暮らしにおける住民同士のつながりであることが明らかになった。自治会の結成とその後の活動の持続は、社会福祉協議会や生活支援相談員の地道な見守り活動によるところが大きい。その基本的な条件は、やはり住民同士のつながりである。

原発事故被災者の生活実態

富岡町からの避難住民へのアンケート調査の結果、以下のことが明らかになった。第1に、震災前に一緒に暮らしていた世帯員の離散状況については、核家族のうち離散があったのが39.5%であるのに対し、3世代以上の家族では77.3%と倍近い。第2に、地域復帰については、「戻りたい」と答えた割合が11.4%であるのに対し、「あまり戻りたくない」「戻りたくない」という否定的な回答は合わせて47.7%に達している。福島県内居住者の場合、「戻りたい」は13.0%、「戻りたくない」は35.8%であるのに対し、県外居住者の場合、「戻りたい」は7.9%に過ぎず、「戻りたくない」は43.1%にのぼった。第3に、今後の住まいについては、「震災前（もと）の住まいに戻るつもり」は県内居住者が7.9%、県外居住者が5.2%である。県外居住者の「今後の見通しはたっていない」は29.8%であり、県内居住者と比べ10ポイント以上も高い。3区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）間に回答傾向の大きな違いはない。第4に、仕事については、無職の割合は、全体が43.4%、男性が34.8%、女性が58.7%となっている。稼働年齢層に限っても無職の割合は極めて高

く、県内居住・県外居住を問わず、就労状況は厳しい。第 5 に、今後の不安については、「病気」「生活費」「住まい」の順に回答割合が高い。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

田中 暁子、被災跡地利用の現状と課題、都市問題、査読無、107 巻 3 号、2016、pp.99-106

田中 暁子、田老村における防浪堤建設昭和三陸津波からの復興における県・町村の関係、都市問題、査読無、106 巻 3 号、2015、pp.82-93

五石 敬路、生活困窮者を地域で支える仕組みをつくる、まちと暮らし研究、査読無、19 号、2014、pp.23-30

6. 研究組織

(1)研究代表者

西尾 勝 (NISHIO, Masaru)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・顧問
研究者番号：60009800

(2)研究分担者

新藤 宗幸 (SHINDO, Muneyuki)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・理事長・研究部長
研究者番号：30138549

千葉 義弘 (CHIBA, Yoshihiro)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・次長
研究者番号：10645097
(平成 25 年度のみ研究分担者)

三宅 博史 (MIYAKE, Hiroshi)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・研究室主幹
研究者番号：80559807
(平成 25 年度のみ研究分担者)

木村 佳弘 (KIMURA, Yoshihiro)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・研究室長
研究者番号：50559812

棚橋 匡 (TANAHASHI, Masashi)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・主任研究員
研究者番号：40573605

田中 暁子 (TANAKA, Akiko)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・研究員
研究者番号：70559814

川手 撰 (KAWATE, Sho)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・研究員
研究者番号：60559813

畑野 勇 (HATANO, Isamu)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・研究員
研究者番号：50622388
(平成 25・26 年度のみ研究分担者)

小石川 裕介 (KOISHIKAWA, Yusuke)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・研究員
研究者番号：00622391

和田 武士 (WADA, Takeshi)
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 (研究部)・研究部・研究員
研究者番号：70759729
(平成 27 年度のみ研究分担者)

(3)連携研究者

五石 敬路 (GOISHI, Norimichi)
大阪市立大学・大学院創造都市研究科・准教授
研究者番号：30559810

高井 正 (TAKAI, Tadashi)
帝京大学・経済学部・准教授
研究者番号：00559809